### 主 文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

### 事 実

## 当事者の求めた裁判 第一

請求の趣旨

- 被告は原告に対し、ハ三二万六三九二円及びこれに対する昭和五八年四月一三 日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。
- 仮執行宣言
- 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

# 第二 当事者の主張

- 請求原因

- 1 (一)被告は、山形市及び山形市教育委員会の指導、助言により、山形市立学校 の給食物資の共同購入機関として昭和三二年一〇月二六日設立された山形市学校給 食会を発展的に解消し、その残余財産をもつて昭和四五年四月一一日設立登記され た、山形市立小・中学校の給食に必要な物資材料のあつ旋供給に関する事業等を行う財団法人である。
- (二) 原告は、昭和三三年四月二一日被告の前身たる山形市学校給食会に雇用さ れ、同会解消後も引続き被告の常務職員として勤務していたが、昭和五八年三月三 一日をもつて、被告の退職勧奨に応じ任意退職したものである。
- 2 (一) 被告には、「財団法人山形市学校給食会職員任免、給与等に関する規則」 (甲第一証一五頁、以下「規則」という。) があり、同規則三条には、「常務職員 の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関しては、山形市職員に適用される規定を 準用する。ただし、初任給、昇給、退職給与金等に関しては、理事長は理事会の承認を得て特別の実体をすることができる。 認を得て特別の定めをすることができる。」と規定されている。しかし、右ただし 書の「特別の定め」は存しない。
  - (二) そして、山形市には、「山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例」 (甲第一三号証、以下「条例」という。)がある。
- 3 (一) 原告の勤続期間は二五年(計算は条例九条による) であり、勧奨を受けて 退職したものであるから、条例六条及び条例附則(以下「附則」という。)三項 (昭和五七年九月改正)が準用されるところ、原告の退職の日における給料は月額 三四万三九〇〇円であるので、これを計算すると、原告の退職手当の額は、次のと おり一六二九万五七〇一円となる。 条例6条
  - 343,  $900 \times (150 \div 100) \times 10 = 5$ , 158, 500(1)
  - (2) 343,  $900 \times (165 \div 100) \times 10 = 5$ , 674, 350
- (3) 343,  $900 \times (180 \div 100) \times 5 = 3$ , 095, 100計13、927、950

附則3項

- 13、927、950×(117÷100)=16、295、701(1円未満切
- (二) ところが、被告は、規則、条例を無視して退職給与金を七九六万九三〇九円 と決定し、これを前記退職時に原告に支給したのみである。
- 原告は被告に対し、右退職手当金の差額八三二万六三九二円及びこれに 対する訴状送達の日の翌日である昭和五八年四月一三日から支払ずみまで民法所定 の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。 二 請求原因に対する認否及び被告の主張
- 請求原因1の事実について、同(一)は認め、同(二)のうち、原告が昭和三 三年四月二一日被告の前身たる山形市学校給食会に雇用され、同会解消後も引続き 被告の職員として勤務していたが、昭和五八年三月三一日退職したことは認め、そ の余は否認する。
  - 同2の事実は認める。
  - 同3の事実について、(一)のうち、原告の勤続期間が二五年であること、原告

の退職の日における給料が月額三四万三九〇〇円であること及び原告主張のとおり計算すると退職手当の額が一六二九万五七〇一円になることは認め、その余は否認 (二)は否認する。

2 (一) 原告は、退職時には被告の事務局長をしていたものであるが、被告は、原告に対する退職手当の算定について、財団法人山形市学校給食会寄付行為(甲第一 号証二頁、以下「寄付行為」という。)二三条、規則三条により条例四条、五条 (普通退職の場合の退職手当に関する規定) を準用し、次のとおり算定し、九七五 万八一六二円と確定した。

25年(昭和33年4月21日から昭和58年3月31日まで) 1等級13号給 34万3900円 給料月額

- (1) 1年以上10年以下の期間
  - $343,900 \times 10 \times (100 \div 100) = 3,439,000$
- 11年以上20年以下の期間
  - $343,900\times10\times(110\div100)=3,782,900$
- 21年以上24年以下の期間
  - $343,900\times4\times(120\div100)=1,650,720$
- 25年の1年の期間
- 343、900×1×(257・5÷100)=885、542(1円未満 切捨)

- 合計9、758、162(円) (二) 右算定が正しいことは、次に述べるとおりである。
- (1) 原告は、民法上の法人である被告に雇用されていたもので、これに適用され るのは一般私法であるところ、山形市職員は地方公務員であり、地方公務員法に定 める勤務条件、勤務関係(任免、分限、懲戒、服務等)に服するものであつて原告 とは勤務の性質、内容を異にし、異なる制度の下に勤務するものというべきである から、規則三条に、常務職員の勤務条件等に関して、山形市職員に適用される規定 を準用すると規定していても、その性質、内容上相容れない部分は準用されないも のというべく、山形市職員に適用される勧奨退職の規定は、被告の職員で一般人た る原告には準用されないものである。
- (2) 退職手当の性格からみると、民間の場合は功績報償、賃金後払、生活保障の性格が混在し、公務員の場合は勤続報償の性格を帯びているとされ、この違いから しても、民間たる被告の職員について、公務員たる山形市の一般職の職員に適用さ れる勧奨退職の規定が準用されるべきものではない。
- (3) これを費用負担の面からみれば、地方公務員については、給与の額は、地方 公共団体の収入のうちから条例をもつて定められるのである。これに対し、被告 は、公益を目的とする民法上の法人であって、寄付財産、山形市の補助金等をもって運営されているものであり、退職手当もこれらの財源のうちから支払われるものである。また、公務員の給与については、地域住民の総意に基づく条例の制定という慎重な手続を要し、その額においても支払の負担にたえるものであるのに反し、 被告においては、財源の性質に加えて、額においても公務員と同等に扱い得べきも のでもない。これら財源の性質、負担能力の点から考えても、被告の一般職員につ いては、市職員の勧奨退職手当に関する規定は準用がなく、特に勧奨退職手当につ いての規定がない限り右規定の準用はないものである。
- (4) ちなみに、被告における規則の制定経過をみると、常務職員の勤務条件等に関し草案の段階では、「市職員に適用される規定に準ずる」という表現が考えられ ていたが、それでは被告の職員の勤務条件は地方公務員と同等化し、また財力上か らみても負担加重になるという理由から現在の「準用する」という表現になつたと いういきさつがあり、当初から無原則に市職員に適用される規定を準用するという 考え方ではなかつたのである。
- (5) 更に、勧奨退職制度の由来をみると、地方公務員は、身分が保障され、また 定年制もなく、職員の新陳代謝が進まなくなるので、その円滑化を図り、事務の向 上、改善に資するため特に必要性のあつたことが考えられるのであり、公務員とは 勤務関係の性質、内容を異にし、異なる制度の下に勤務する被告の職員たる原告 に、勧奨退職の規定は準用されるべきものではない。
- (6) 条例六条によれば、「勧奨を受けて退職をした者であつて、任命権者が市長 の承認を得たもの」と規定されているのであるから、これによれば、被告の常務職 員である原告に対する勧奨退職手当の支給については、被告の理事会の議決、承認 を得たうえ、理事長により支給されることが必要となるのであるが、本件において

は、その承認を得ていないのであるから、原告に対する退職手当の計算については、条例六条によることはできない。

(7)以上のとおり、原告に山形市一般職の職員に対する勧奨退職の規定が準用される余地はなく、普通退職の場合の退職手当に関する規定を準用してなした被告の 算定は正当である。

(8)なお、原告が退職の際被告が契約を締結している中小企業退職金共済事業団 (以下「事業団」という。)から支払を受けた退職慰労金一七八万八八五三円は、 本件退職手当の支払に充当されるべきものであり、原告に支給されるべき前記退職 手当九七五万八一六二円に含まれているものである(中小企業退職金共済法、甲第一〇号証の一、二参照)。

3 被告は、昭和五八年二月二八日原告に対し、労働基準法二〇条に基づき(被告は同法八条一七号に規定する事業所である。)、同日付解雇予告書(甲第七号語を手交して同年三月三一日限りで解雇する旨意志表示したものであるから、原告によるであるにである。)を書きて解雇の効力が発生し退職となったものであって、被告の退職があるであり、解雇の理由として、「社会の慣例と人事管理の必要」と記載したのではない。右解雇予告書によれば、解雇予告記載したのではが、「社会の慣例と人事管理の必要」と記載してある)、おいると記載する例が多いのでこれに従い(山形市職員な活力の表記でよると給料は高額となるうえ、業務の能率上の問題、精神的な決定のおいると給料は高額となるうえ、業務の能率上の問題、精神的は決定の経理は人件費によって圧迫されるようにもなり、新陳代謝を図あるで、これによって記載を表記とはない。

4 原告の後記三の2ないし4の主張は争う。

E 被告の右主張に対する原告の認否及び主張

1 被告の右2、3の主張は争う(ただし、2(一)のうち、被告主張のとおり計算すると退職手当の額が九七五万八一六二円になること、2(二)の(6)のうち、原告に対する勧奨退職による退職手当の支給については被告の理事会の承認がないことは認める。)。

ないことは認める。)。 2 原告の退職手当の計算については、以下に述べるとおり、勧奨退職の場合の規 定(条例六条、附則三項)が準用されるべきである。

(一)退職手当の計算方法について、普通退職の規定は準用され、勧奨退職の規定 は準用されないとの違いの理由は、公務員と一般人との使用者に対する関係の性 質、内容の相違からは導き得ない。

(二)被告における職員の待遇については、その前身たる山形市学校給食会の創立時から、「事務局職員と同待遇とする」と明言されており、昭和三二年一一月一日から適用された山形市学校給食会細則にも、「職員の給与並びに手当の支給については山形市の給与並に手当に関する諸規程を準用する」と明記されていたのであるから、規則制定の経過から、「無原則に市職員に適用される規定を準用するという考え方ではなかつた」との被告の主張は、少なくとも職員の退職金に関する限り明らかに誤りである。

(三) 国家公務員等退職手当法四条、五条は、定年に達したことにより退職した者 又はこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続き勤続することを困 難とする理由により退職した者に、同一の規準で退職手当を計算することにしてい るが、右の規定の適用を受ける者に勧奨退職者が含まれているのである(同施行令 三条)。これは、定年退職と勧奨退職を同一視するものであり、定年の有無と勧奨 退職制の適用とは直接関係ないことを示すものである。

更に、現在多くの私企業において、労働者の自己都合による退職と使用者の都合による退職に差別をもうけ、後者に退職金の優遇措置を講じているのである。

よって、勧奨退職制度は、使用者側の都合により労働者を退職させる際、その意図に協力した者に対する優遇措置であって、公務員のみに存在すべき性質のものではなく、被告においてその制度を採用することは何らの不都合もないのである。 (四)条例六条中には、「任命権者が市長の承認を得たもの」と規定されている

(四)条例六条中には、「任命権者が市長の承認を得たもの」と規定されているが、この文言は規則三条の準用の際には、右文言及び寄付行為一六条、一七条の趣旨から、「任命権者」を「理事長」に、「市長」を「理事会」に読み替えるべきものである。

本件においては、形式上条例六条につき被告の理事会の承認はないが、これは理事会において原告については条例六条の準用がないことを前提として、退職勧奨を

したうえ退職金を決定したからであり、規定の正しい解釈をしていれば当然承認は あつたものというべきであるから、条例六条の準用には支障がないというべきであ るし、承認の有無は被告の内部手続であるから、現実に被告の退職勧奨があり、そ れに基づき原告が退職した以上条例六条は当然準用されるべきである。

また、「被告の理事会において条例六条を準用しなかつた理由は、公務員でなければ勧奨退職の制度はないという解釈を前提としたからであり、右解釈が前叙のと おり誤りである以上、「承認」のないことを理由に条例六条の準用を拒否することは、権利の濫用又は信義則に違反して許されない。

3 (一) 被告には定年制はなく、単に原告が満六〇歳に達したからといつてただちに解雇理由が発生するものではなく、原告の年齢と被告の人事管理の必要のみでは 正当な解雇理由に該当しないことは明白であつて、被告の解雇予告は解雇権の濫用 であつて無効である。

原告は、勧奨退職の規定が準用になることを前提として、被告の解雇予告を勧奨と

受取り任意退職したものであるから、勧奨退職に該当することは当然である。 (二) 仮に、原告が解雇予告により解雇されたとしても、退職手当の計算について 勧奨退職の規定を準用することは何ら背理ではなく、原告の退職は、非違によることなく、被告の都合によって退職させられたのであるから、自己都合による退職の 場合を規定した条例五条三項を準用することこそ失当といわなければならない。も しこれが許されるなら、被告は条例六条の準用を回避する手段として解雇予告を濫

用することができることになる。 4 原告に支給された退職慰労金は、被告の財団法人山形市学校給食会退職慰労金 規則(甲第一号証二八頁、以下「退職慰労金規則」という。)に規定された中小企業退職金共済法(以下「共済法」という。)に定める事業団との間の退職金共済契 約に基づき、原告と被告が月々掛金を各々半額負担してきたことにより右事業団か ら原告に直接支給されたものであるうえ、本来右退職慰労金規則は、被告の職員の 退職時における退職手当を補充する意味で設けられたものであつて、退職慰労金の 全額を退職手当から差引くことに合理的な理由はなく、また、被告の就業規則上も 差引く旨の規定はないのであるから、支給された退職慰労金の額を退職手当から差 引くことは許されない。 第三 証拠(省略)

# 理 由

被告が山形市及び山形市教育委員会の指導、助言により、山形市立学校の給食 物資の共同購入機関として昭和三二年一〇月二六日設立された山形市学校給食会を 発展的に解消し、その残余財産をもつて昭和四五年四月一一日設立登記された、山 形市立小・中学校の給食に必要な物資材料のあつ旋供給に関する事業等を行う財団 法人であること、原告が昭和三三年四月二一日被告の前身たる山形市学校給食会に 雇用され、同会解消後も引続き被告の常務職員として勤務していたが、昭和五八年 三月三一日退職したこと、被告には、「財団法人山形市学校給食会職員任免、給与 等に関する規則」(規則)があり、同規則三条には、「常務職員の給与、勤務時間 その他の勤務条件等に関しては、山形市職員に適用される規定を準用する。ただ し、初任給、昇給、退職給与金等に関しては、理事長は理事会の承認を得て特別の 定めをすることができる。」と規定されていること、しかし右ただし書の「特別の 定め」は存しないこと、山形市には「山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例」(条例)があること、原告の勤続期間が二五年であること、原告の退職の日に おける給料が月額三四万三九〇〇円であること、以上の事実は当事者間に争いがな

原告は、自己は勧奨退職を受けて退職した者であるから、支給されるべき退職 手当には、条例六条、条例附則(附則)三項(昭和五七年九月改正)が準用される

旨主張するので、以下まずこの点につき判断する。 1 成立に争いのない甲第一号証、同第一三号証及び弁論の全趣旨によれば、条例 六条一項には、「勧奨を受けて退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得た もの」と規定しているが、同条項が規則三条により被告の常務職員たる原告に準用 される場合には、規則三条ただし書、被告の寄付行為一六条、一七条の趣旨から、 「任命権者」を「理事長」に、「市長」を「理事会」にそれぞれ読替えるのが相当 であると認められる。したがつて、仮に原告が勧奨を受けて退職し、かつ条例六条 一項が準用されるとしても、同条項に基づく退職手当の支給を受けるには、被告の 理事会の承認が必要であるというべきところ、原告につきこの点についての同理事会の承認がないことは当事者間に争いがない。

右認定事実に前掲甲第一号証中の規則三条ただし書の規定を併せ考えると、被告の職員は公務員ではないから勧奨退職の制度はなく、条例六条の準用もないとの被告の理事会の判断、解釈も、一概に不合理であるとはいえず、このことをもつて、理事会の承認のないことを理由に条例六条の準用を拒否することが権利の濫用又は信義則に違反するということは到底できない。 三次に、原告は、退職慰労金は被告の退職慰労金規則に規定された中小企業退職金共済法(共済法)に定める事業団との間の退職共済契約に基づき、原告と被告がある。

三次に、原告は、退職慰労金は被告の退職慰労金規則に規定された中小企業退職金共済法(共済法)に定める事業団との間の退職共済契約に基づき、原告と被告が月々掛金を各々半額負担してきたことにより事業団から原告に直接支給されたものであるうえ、退職慰労金規則は、被告の職員の退職時における退職手当を補充する意味で設けられたものであつて、その全額を退職手当から差引くことに合理的な理由はなく、また、被告の就業規則上も差引く旨の規定はないから、これを退職手当から差引くことは許されない旨主張するので、以下この点につき判断する。 1 共済法は、中小企業においては個々の企業が独立で退職金制度を確立することが困難である実情に鑑み、中小企業者の相互決助の特別に基づいて、退職金負担を日本の表表に表する。

が困難である実情に鑑み、中小企業者の相互扶助の精神に基づいて、退職金負担を事業主が相互に共済する制度を確立し、他の諸施策と相まつて、中小企業の従業員の福祉の増進をはかるとともに、中小企業における優秀な労働力の確保等を通じて中小企業の振興に寄与することを目的としていると解されるところ(同法一条参照)、同法に基づく退職金共済制度への加入は、事業主の従業員に対して負う退職金支払債務履行のための手段たる性格がものないというべきである。

2 しかるところ、前掲甲第一号証、成立に争いのない甲第一〇号証の一、二、証人Aの証言及び原告本人尋問の結果によれば、(一)被告には退職慰労金規則があり、これにより、(1)被告は共済法に基づく退職金共済制度に加入して職員に退職慰労金を支給すること、(2)被告は原則としてすべての職員について(同規則二条各号に該当する者を除く。)事業団との間に退職金共済契約を締結すること、(3)右契約の掛金月額は被告及び職員が各々半額を負担することとされているこ

と、(二)原告は右規則に従い、退職金共済契約の掛金を半額負担してきたこと、 (三)右退職慰労金が一七八万八八五三円と算定され、同金額が事業団から原告に

四 そうすると、原告に勧奨退職による退職手当の支給を受ける権利があることを前提とする原告の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないことになる。

よつて、原告の本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法八九 条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 小泉博嗣)